

〇ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例

平成一一年三月一六日
仙台市条例第五号

仙台市環境美化の促進に関する条例(昭和六十三年仙台市条例第四十一号)の全部を改正する。

わたしたちは、美しく住みよいまち「杜の都仙台」の恵まれた生活環境を守り育むため、まちぐるみ清掃などの美化活動や清掃活動に取り組んできた。

しかし、空き缶やたばこの吸い殻などのごみの散乱は、依然としてわたしたちの清潔で快適な生活環境を損ねている。この問題は、行政、市民及び事業者が連携して取り組まなければ解決できないものであり、わたしたち一人一人が考え、学び合い、力を合わせて行動を起こしていかなければならない。

このような認識のもと、わたしたちは、「杜の都仙台」に暮らす市民としての誇りと決意を持って、ごみの散乱のない快適なまちづくりを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ごみ 飲料又は食料を収納していた缶、びんその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、飼い犬のふん、紙くずその他これらに類するもので、容易に投棄され、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- 二 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- 三 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- 四 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- 五 自主的活動団体 ごみの散乱の防止のための自主的かつ継続的な活動を実施する市民団体(主として市民により組織された団体をいう。)をいう。

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、ごみの散乱の防止についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動を行うにあたって、ごみの散乱を防止するとともに、事業所、その周辺その他事業活動を行う地域における清掃活動に努めるとともに、ごみの散乱の防止について従業員の啓発に努めなければならない。

- 2 飲料、食料、たばこその他ごみの散乱の原因となるおそれのあるものの製造、加工及び販売を行う者は、ごみの散乱の防止について消費者の啓発を行わなければならない。
- 3 容器入り飲料又はたばこを販売する事業者は、その販売する場所に飲料を収納していた容器を回収する容器又は吸い殻入れをそれぞれ設置するとともに、これを適正に管理しなければならない。
- 4 事業者は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第五条 市民等は、屋外において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は適正に処理する等みだりにごみを捨ててはならない。

- 2 市民は、その居住する地域における清掃活動に積極的に参加する等ごみの散乱のない快適なまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 市民等は、屋外において喫煙しようとするときは、吸い殻入れが設置されている場所において喫煙し、又は携帯用吸い殻入れを使用するよう努めなければならない。
- 4 市民等は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第六条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地におけるごみの散乱を防止するため、土地の利用者の意識の啓発、清掃活動その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 土地所有者等は、第一条の目的を達成するため市が実施する施策に協力しなければならない。

(行動計画の策定)

第七条 市は、第三条の施策を推進するための計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 行動計画には、ごみの散乱の防止に係る次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業者、市民等及び土地所有者等の意識の啓発に関する事項
- 二 市、事業者、市民等及び自主的活動団体相互の連携に関する事項
- 三 自主的活動団体等の支援に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか必要な事項

- 3 市は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

- 4 市は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の意見が十分に反映されるよう、あらかじめ、その案を公表し、意見を求める等必要な措置を講じなければならない。

(推進地区の指定)

第八条 市長は、特にごみの散乱を防止する必要があると認められる区域を、ごみの散乱のない快適なまちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。

- 2 市長は、推進地区を指定したときは、これを公表しなければならない。

- 3 前項の規定は、推進地区の区域を変更し、又は推進地区の指定を解除する場合について準用する。

(推進団体の認定)

第九条 自主的活動団体のうち、推進地区においてごみの散乱を防止するための活動を行おうとするものは、当該活動の実施に関する計画を作成し、これを市長に提出して、当該自主的活動団体がごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体(以下「推進団体」という。)である旨の認定を受けることができる。

- 2 市長は、前項の認定の申請があった場合において、同項の計画が第一条の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 3 推進団体は、第一項の認定に係る計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

- 4 市長は、推進団体が第一項の認定に係る計画(前項の承認を受けた場合は、変更後の計画)に従ってごみの散乱を防止するための活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(推進団体への支援)

第十条 推進団体は、推進地区における清掃活動を行おうとするときは、市長に対し、ごみの収集及び運搬並びにごみ袋その他市長が定める清掃用具の贈与又は貸与の依頼をすることができる。

- 2 市長は、前項の依頼があったときは、これに応じなければならない。

- 3 推進団体は、第一項の依頼のほか、ごみの散乱の防止のための広報活動、研究その他のごみの散乱のない快適なまちづくりに関する活動を行おうとするときは、市長に対し、協力の依頼をすることができる。

- 4 市長は、前項の協力の依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(推進団体以外の者に対する支援)

第十一条 市長は、推進団体以外の自主的活動団体及び市の区域内において清掃活動、ごみの散乱の状態の調査その他のごみの散乱のない快適なまちづくりに関する活動を行う者に対し、清掃用具の貸与その他の支援を行うことができる。

(指導及び勧告)

第十二条 市長は、第四条第三項の規定に違反している者に対し、指導又は勧告を行うことができる。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十一年五月三十日から施行する。